

令和元年9月13日

大阪ガス都市開発株式会社
代表取締役 三浦 一郎 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成31年1月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

K R P 商業施設

京都市下京区中堂寺栗田町90番地ほか

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- (1) 「歩くまち・京都」の推進のため、駐車場の利用実態や来店手段の把握を行ったうえで、更なる公共交通機関の利用促進策を講じること。
- (2) 前面道路は交通量が多いことや通学路に指定されていること等を踏まえ、警備員により安全確保や車両の円滑な誘導を実施するとともに、変更後に問題が生じた場合は、速やかに対策を講じること。
- (3) 積極的な地域貢献等、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、京都リサーチパーク西地区内にあり、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は五条通を隔てて住居、事業所、店舗等、東側は七本松通を隔てて集合住宅、京都リサーチパーク東地区、西側は住居、駐車場、南側は住居、事業所等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、想定する入居テナント等についての質問が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更計画は、京都リサーチパーク西地区内の既存施設（9号館）東側の駐車場用地に新施設（10号館）を建設することに伴う、店舗面積の増、駐車場の位置及び収容台数の変更、駐輪場の位置及び収容台数の変更、荷さばき施設の位置及び面積の変更、廃棄物等保管施設の位置及び容量の変更、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻の変更、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更並びに荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更である。

指針に基づき、今回の変更計画を検討したところ、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場及び来退店車両の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数である40台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。また、京都リサーチパーク西地区内の駐車場は、オフィスやサービス店舗など物販店舗利用外の車両の駐車も想定しているが、地区全体として十分な収容台数を確保しており、不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

しかしながら、「歩くまち・京都」の推進のため、駐車場の利用実態や来店手段の把握を行ったうえで、更なる公共交通機関の利用促進策を講じることが望まれる。

来退店車両の経路については、北方面へ退店する車両の安全で円滑な走行が懸念されるほか、前面道路は交通量が多いことや通学路に指定されていること等を踏まえ、警備員により安全確保や車両の円滑な誘導を実施するとともに、変更後に問題が生じた場合は、速やかに対策を講じることが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

なお、店舗周辺における路上駐輪が生じないように、看板の設置等により利用者の誘導に努めるとともに、定期的な整理整頓により適切に運営されることが望まれる。

(3) 荷さばき施設について

既存施設内の荷さばき施設については、特段の問題が生じていない。また、新設施設内の同施設についても、その配置、運営計画等において適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、夜間の荷さばきに関しては、静穏に作業するよう徹底することが望まれる。

(4) 騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測については、変更後の予測でも環境基準値を下回っている。一方、夜間における騒音の最大値の予測については、設備騒音が敷地境界において規制基準値を上回る箇所があるが、店舗に近接する住居立地点においては規制基準値を下回っていることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

既存施設内の廃棄物等の保管施設については、特段の問題が生じていない。また、新設施設内の同施設についても、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、車両経路等についても適正な配慮がなされている。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策については、地震等の災害発生時に「災害ボランティアセンター」を施設内に開設する協定を下京区役所と結んでいるほか、地方公共団体から要請があった場合には協力する旨の意思表示がなされている。

防犯及び青少年の非行防止対策については、現状においても警備員による定期巡回を実施しており、変更後においても引き続き実施する旨を表明している。

(7) 地域貢献及び社会貢献に関する取組について

積極的な地域貢献等、施設利用者や地域住民に親しまれる施設運営に努めることが望まれる。